

評価に応じた加算制度について

1 加算制度の概要

取組内容と業務量の点数化された評価により、その点数に応じた額を次年度委託料に加算する。

2 加算の方法

評価の点数に応じた加算単価に、各センターの次年度の配置すべき職員数を乗じた額を翌年度委託費に加算する。

なお、基幹型センターは実績による加点がないため、市の評価の点数が基準点を超えた場合に、30千円の加算単価に配置すべき職員数を乗じた額を翌年度委託費に加算する。

3 加算単価

加算単価	該当する 地域包括支援センター
100千円	市の評価の点数が基準点（評価項目が全て「○」であった点数）を超えるセンターのうち、合計点数が1位のセンター
80千円	市の評価の点数が基準点（評価項目が全て「○」であった点数）を超えるセンターのうち、合計点数が2位と3位のセンター
60千円	市の評価の点数が基準点（評価項目が全て「○」であった点数）を超えるセンターのうち、合計点数が4位と5位のセンター
30千円	市の評価の点数が基準点（評価項目が全て「○」であった点数）を超えるセンターのうち、合計点数が6位以下のセンター

4 加算された委託費の取り扱い

評価により加算された委託費は、センター職員の人件費に充てる。

5 平成30年度の評価点数

(1) 地域包括支援センター（基準点 330点）

センター名	取組評価	業務量評価	点数	得点 順位
坂下	420		420	1
高森台・石尾台	380	20	400	3
藤山台・岩成台	360		360	9
高蔵寺	370		370	8
南城	350	10	360	9
松原	350		350	11
東部	370	10	380	6
鷹来	380		380	6
柏原	370	30	400	3
中部	380	15	395	5
西部	370	50	420	1
味美・知多	350		350	11

(2) 基幹型センター（基準点 220点）

センター名	取組評価	業務量評価	点数	得点 順位
基幹型	240	—	—	—

6 平成31年度の加算

(1) 地域包括支援センター（基準点 330点）

地域包括支援センター名	取組評価	業務量評価	点数	得点順位	加算単価(千円)	配置すべき職員数	加算額(千円)
坂下	420		420	1	100	5	500
高森台・石尾台	380	20	400	3	80	7	560
藤山台・岩成台	360		360	9	30	5	150
高蔵寺	370		370	8	30	5	150
南城	350	10	360	9	30	5	150
松原	350		350	11	30	5	150
東部	370	10	380	6	30	5	150
鷹来	380		380	6	30	5	150
柏原	370	30	400	3	80	5	400
中部	380	15	395	5	60	6	360
西部	370	50	420	1	100	6	600
味美・知多	350		350	11	30	5	150

(2) 基幹型センター（基準点 220点）

地域包括支援センター名	取組評価	業務量評価	点数	得点順位	加算単価(千円)	配置すべき職員数	加算額(千円)
基幹型	240	—	—	—	30	6	180